

令和2年度

第3年次編入学
第2次学生募集要項

弘前大学医学部保健学科

目 次

| | |
|-------------------------------|---|
| 1. 募集人員 | 1 |
| 2. 出願資格 | 1 |
| 3. 出願期間 | 2 |
| 4. 出願手続 | 2 |
| 5. 入学者選抜の方法 | 3 |
| 6. 専攻別試験実施科目等 | 3 |
| 7. 配点 | 4 |
| 8. 試験期日及び場所 | 4 |
| 9. 合格者発表 | 4 |
| 10. 入学案内 | 4 |
| 11. 入学料及び授業料の免除・徴収猶予 | 6 |
| 12. 日本学生支援機構奨学金（貸与）※卒業後に返還が必要 | 6 |
| 13. 日本学生支援機構奨学金（給付）※原則として返還不要 | 6 |
| 14. 学生寮入寮希望調書等の請求方法及び受付期間 | 6 |
| 15. 試験場案内略図 | 7 |

1. 募集人員

医学部保健学科 若干名

(内訳)

看護学専攻 若干名

放射線技術科学専攻 若干名

検査技術科学専攻 若干名

理学療法学専攻 若干名

作業療法学専攻 若干名

2. 出願資格

○看護学専攻を志願する者は、次のいずれかに該当する者

- (1) 大学又は短期大学において看護関係学科を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者で、注3に該当する者
- (2) 専修学校の専門課程において看護関係学科を修了した者又は令和2年3月までに修了見込みの者で、注1及び注3に該当する者
- (3) 高等学校等の専攻科において看護関係学科を修了した者又は令和2年3月までに修了見込みの者で、注2及び注3に該当する者

○放射線技術科学専攻を志願する者は、次のいずれかに該当する者

- (1) 短期大学において診療放射線技術関係学科を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者で、注4に該当する者
- (2) 専修学校の専門課程において診療放射線技術関係学科を修了した者又は令和2年3月までに修了見込みの者で、注1及び注4に該当する者

○検査技術科学専攻を志願する者は、次のいずれかに該当する者

- (1) 短期大学において臨床検査技術関係学科を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者で、注5に該当する者
- (2) 専修学校の専門課程において臨床検査技術関係学科を修了した者又は令和2年3月までに修了見込みの者で、注1及び注5に該当する者
- (3) 大学を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者で、注5に該当する者

○理学療法学専攻を志願する者は、次のいずれかに該当する者

- (1) 短期大学において理学療法関係学科を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者で、注6に該当する者
- (2) 専修学校の専門課程において理学療法関係学科を修了した者又は令和2年3月までに修了見込みの者で、注1及び注6に該当する者
- (3) 高等学校等の専攻科において理学療法関係学科を修了した者又は令和2年3月までに修了見込みの者で、注2及び注6に該当する者

○作業療法学専攻を志願する者は、次のいずれかに該当する者

- (1) 短期大学において作業療法関係学科を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者で、注7に該当する者
- (2) 専修学校の専門課程において作業療法関係学科を修了した者又は令和2年3月までに修了見込みの者で、注1及び注7に該当する者

注1 専修学校の専門課程の修了者及び修了見込みの者とは、文部科学大臣が定める基準（修業年限2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であること。）を満たす課程を修了した者又は令和2年3月までに修了見込みの者で、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者をいう。

注2 高等学校等の専門課程の修了者及び修了見込みの者とは、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣

- の定める基準を満たすものに限る)を修了した者又は令和2年3月までに修了見込みの者
- 注3** 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条各号の一の規定に該当する者又は令和2年3月までに該当する見込みの者
- 注4** 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号に該当する者又は令和2年3月までに該当する見込みの者
- 注5** 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)第18条第3号に規定する厚生労働大臣の指定した科目を修得した者又は令和2年3月までに修得する見込みの者
- 注6** 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号若しくは第2号の規定に該当する者又は令和2年3月までに該当する見込みの者
- 注7** 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第12条第1号若しくは第2号の規定に該当する者又は令和2年3月までに該当する見込みの者

3. 出願期間

令和元年11月18日(月)から11月22日(金)午後5時まで。

郵送の場合は、11月22日(金)午後5時必着とします。持参する場合は、午前9時から午後5時までとします。

4. 出願手続

(1) 出願方法

志願者は、「出願に必要な書類等」を一括して、所定の封筒に入れ、出願期間内に提出してください。

(2) 出願に必要な書類等

| 出 願 書 類 等 | 摘 要 |
|---|---|
| 入 学 志 願 票 | 本学所定の用紙を使用し、必要事項を記入してください。 |
| 受 験 票 写 真 票 | 本学所定の用紙を使用し、必要事項を記入してください。 |
| 入 学 検 定 料 「振替払込証明書(お客さま用)」貼付台紙 | 30,000円を本学所定の「払込取扱票」を用いて、最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行から払い込んでください。 払込期間は、令和元年11月11日(月)から11月22日(金)までです。(払込済の「郵便振替払込受付証明書(お客さま用)」を本学所定の貼付台紙に貼り付けて提出してください。) |
| 志 願 理 由 書 | 理学療法学専攻志願者のみ必要(本学所定の用紙)。 |
| 専修学校専門課程の修業年限及び課程修了に要する総授業時間数の証明書 | 本学所定の用紙により出身専修学校長が作成したもの。(専修学校出身者以外は不要) |
| 高等学校等が発行する修業年限2年以上で、かつ、文部科学省告示第63号又は第64号の基準を満たす課程を修了又は修了見込であることを証明する証明書 | 出身学校長が作成したもの。(高等学校等の専攻科出身者以外は不要) |
| 成 績 証 明 書 | 出身学校長が作成し厳封したもの。 |
| 卒業(見込)証明書 | 出身学校長が作成したもの。 |
| 受 験 承 諾 書 | 出願時に在職中の者で在職のまま入学を予定している者は、勤務先所属長の作成した受験承諾書(本要項に添付の所定用紙)を提出してください。 |
| 受験票送付用封筒 | 本学所定の封筒に、郵便番号、住所、氏名を明記し、定形速達料金の切手(374円)を貼ったもの。 |
| あ て 名 票 | 合格通知書等送付用で受験者の郵便番号、住所、氏名を明記したもの。 |

(3) 出願書類の提出先

〒036-8564 青森県弘前市本町6番地1
弘前大学保健学研究科学務グループ
電話番号 0172-39-5911・5913

(4) 出願及び受験にあたっての注意事項

- ① 出願書類に不備がある場合は、受理しないことがあります。
- ② 出願書類受理後は、いかなる理由があっても書類の返却、記載事項の変更は認めません。
- ③ 払込済の検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しません。
イ 検定料を払い込んだが出願書類を提出しなかった場合
ロ 検定料を払い込んだが出願が受理されなかった場合
ハ 誤って検定料を二重に払い込んだ場合
上記 イ～ハのいずれかに該当する場合は、速やかに保健学研究科学務グループまで、お問い合わせください。
- ④ 出願書類に不正な事実があった場合は、入学許可を取り消すことがあります。
- ⑤ 受験する際は、受験票を必ず持参してください。
- ⑥ 受験者は、試験開始20分前までに試験室へ入室してください。

5. 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、外国語、小論文、面接及び提出書類の結果を総合して行います。

6. 専攻別試験実施科目等

| 専攻名 \ 科目等 | 外国語 | 小論文 | 面接 |
|-----------|-----|-----|----|
| 看護学専攻 | ○ | | ○ |
| 放射線技術科学専攻 | ○ | | ○ |
| 検査技術科学専攻 | ○ | | ○ |
| 理学療法学専攻 | | | ○ |
| 作業療法学専攻 | | ○ | |

○印は試験実施科目を示す。

- (1) 外国語（英語）
- (2) 小論文
○作業療法学専攻
専門科目に関する基本的事項に関する1題について800字以内で論述する。
- (3) 面接
個人面接で行う。

7. 配点

| 科目等 専攻名 | 外国語 (英語) | 小論文 | 面接 | 成績証明書 | 合計 |
|------------|-------------|-----|------|-------|------|
| 看護学専攻 | 100点 | 点 | 100点 | 点 | 200点 |
| 放射線技術科学専攻 | 100 | | 100 | | 200 |
| 検査技術科学専攻 | 100 | | 100 | | 200 |
| 理学療法学専攻 | | | 300 | 100 | 400 |
| 作業療法学専攻 | | 100 | | | 100 |

8. 試験期日及び場所

期 日 令和元年12月7日(土)
時 間

| 科目等 専攻名 | 諸連絡 | 外国語 (英語) | 小論文 | 面接 |
|------------|-----------|----------------|----------------|------------|
| 看護学専攻 | 8:50 } | 9:00 ～10:30 | | 11:00 ～ |
| 放射線技術科学専攻 | | 9:00 ～11:00 | | 11:30 ～ |
| 検査技術科学専攻 | | 9:00 ～10:00 | | 10:30 ～ |
| 理学療法学専攻 | | | | 9:00 ～ |
| 作業療法学専攻 | | | 9:00 ～10:00 | |

場 所 弘前大学医学部保健学科
青森県弘前市本町66番地1

9. 合格者発表

令和元年12月23日(月)午前10時(予定)

弘前大学医学部保健学科校舎正面入口掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、保健学科のホームページ(<http://www.hs.hirosaki-u.ac.jp/kouhou/hg/web/entrance.html>)でも確認することが出来ます。また、合格者には合格通知書及び入学手続き書類等を送付します。なお、電話等による可否の問い合わせには応じていません。

10. 入学案内

(1) 医学部保健学科の概要

医学部保健学科は、高度の医療技術はもとより、豊かな人間性と倫理性を持ち、国民の健康と福祉に貢献できる医療従事者の育成を教育方針とし、従来の医療技術短期大学部(昭和50年4月設置)と教育学部特別教科(看護)教員養成課程(昭和43年4月設置)を統合して平成12年10月に設置されました。

本学科は、看護学専攻(80名)、放射線技術科学専攻(40名)、検査技術科学専攻(40名)、理学療法学専攻(20名)、作業療法学専攻(20名)の5専攻から成り、それぞれの専攻の教育

課程を履修することにより、社会の要請に適切に対応し得る高度な知識・技能・意欲を備え、国際的視野を有するコ・メディカルの育成及び保健医療に関わる教育者・研究者の養成をも視野に入れた教育を行うことを目的としています。

(2) 修業年限及び卒業の要件

3年次編入学生の修業年限は2年とします。卒業の要件は、2年以上在学し、入学時に認定された単位（出身校での修得単位について、成績証明書・シラバス等を参考に個別に審査のうえ認定します。原則として、1単位の授業時間数は講義科目は15時間、演習科目は30時間、実験・実習科目は45時間として認定します。）と併せて本学科所定の単位を修得しなければなりません。

(3) 教育課程及び履修方法

編入学した学生は、当該専攻の所定のカリキュラムに従って卒業に必要な単位を修得することになりますが、修得する単位数もしくは取得を希望する免許状によっては、履修期間が3年以上になることもあります。

(4) 入学手続及び必要経費

① 入学手続期間

令和2年1月16日（木）、17日（金）[午前9時から午後5時まで] 本学科に来学のうえ、手続を行ってください。郵送による手続の場合も17日（金）午後5時まで必着のこと。

入学手続書類の詳細については、合格通知書を送付する際にお知らせします。

② 必要経費

入学料 282,000円（予定）

授業料 267,900円（前期分）（予定）[年額535,800円]（予定）

注1. 納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

注2. 入学手続完了者が、令和2年3月31日（火）午後5時までに入学を辞退した場合は、納入した者の申し出により、納入した授業料相当額を返還します。

注3. 授業料の納入については、希望により前期分の納入の際に後期分も合わせて納入することができます。

注4. 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

(5) 卒業時取得可能称号及び資格

○看護学専攻

学士（看護学）

保健師国家試験受験資格

助産師国家試験受験資格

高等学校教諭一種免許状（看護）

} いずれも履修人数に制限があります。

高等学校教諭一種免許状（看護）取得のための取得単位数は、出願資格（1）、（2）、（3）では異なります。

○放射線技術科学専攻

学士（保健学）

○検査技術科学専攻

学士（保健学）

細胞検査士

細胞検査士養成課程を希望する学生は、すでに臨床検査技師の資格を有し、さらに検査技術科学専攻が指定している授業科目をすべて履修して定められた単位を修得しなければなりません。ただし、履修人数に制限があります。詳細は問い合わせください。

食品衛生管理者・食品衛生監視員

食品衛生管理者・食品衛生監視員の資格を得るためには、食品衛生管理者・監視員養成施設を卒業（見込）の者で、入学前に在籍していた食品衛生管理者・監視員養成施設において修得した授業科目・単位数と合わせ、食品衛生法施行規則第50条2の別表第14（A～D）に基づき検査技術科学専攻〔食品衛生管理者等任用資格コース〕が指定している授業科目を履修し、定められた単位を修得しなければなりません。

健康食品管理士

健康食品管理士認定試験の受験資格を得るためには、検査技術科学専攻が指定している授業科目を履修し、定められた単位を修得しなければなりません。

○理学療法学専攻
学士（保健学）

○作業療法学専攻
学士（保健学）

11. 入学料及び授業料の免除・徴収猶予

入学料及び授業料の免除・徴収猶予制度につきましては、現在、制度改正の準備が進んでおり、令和2年4月入学者からは新制度による入学料・授業料の免除・徴収猶予を実施する予定です。

なお、制度改正後の入学料及び授業料の免除・徴収猶予制度等の詳細については、決まり次第、本学のホームページにて公表いたします。

問い合わせ先

弘前大学保健学研究科 学務グループ
電話：0172-39-5911
時間：平日 9:00～17:00
(ただし、令和2年2月21日～25日を除く)

※ 令和2年2月21日～25日は一般入試及びその準備のため不在になります。窓口及び電話対応ができませんので注意してください。

12. 日本学生支援機構奨学金（貸与）※卒業後に返還が必要

学業・人物ともに優秀であって、経済的理由によって修学が困難と認められる者に対して、本人の申請に基づき、選考のうえ、奨学金が貸与されます。

募集期間は、4月上旬から下旬までですが、募集にあたって説明会も予定しています。詳細は入学者案内または掲示で確認してください。

13. 日本学生支援機構奨学金（給付）※原則として返還不要

給付奨学生の取扱いについては、制度の変更が予定されています。

詳細については、決まり次第、本学ホームページにて公表いたします。

なお、現在、給付奨学生の方は特に今後の情報にご注意願います。

14. 学生寮入寮希望調書等の請求方法及び受付期間

学生寮への入寮を希望する場合は、事前に「入寮希望調書」等を提出する必要があります。
以下の方法により必要書類を取り寄せ、期日までに提出してください。

(1) 必要書類の請求方法

① 郵送により請求する場合

- ・ 往信用封筒の表に「入寮案内請求」と朱書きしてください。
 - ・ 往信用封筒の裏に「住所」、「氏名」を記入してください。
 - ・ 返信用封筒（長形3号、返信先住所・宛名記入、切手94円分貼付）を同封してください。
- #### ② 弘前大学ホームページから取得する場合
- ・ 所定の様式をダウンロードしてください。
- #### ③ 入寮案内等の発送並びにダウンロード開始は、令和元年11月20日（水）からです。

(2) 資料の請求先

〒036-8560 青森県弘前市文京町1 弘前大学学務部学生課学生支援グループ
電話：0172-39-3107

(3) 入寮希望調書等の受付期間（最終日17時必着）

令和2年1月6日（月）～令和2年1月17日（金）